

環境省・オフセット・クレジット(J-VER)制度認証委員会 御中  
 (事務局:気候変動対策認証センター)

平成25年7月26日

### 温室効果ガス排出削減・吸収量認証依頼書

オフセット・クレジット(J-VER)制度における検証が終了しましたので、利用約款記載のダブルカウントを回避するための措置を適切に執り行うことを誓約のうえ、下記の温室効果ガス排出削減・吸収量の認証を依頼いたします。

プロジェクト名			
秋田市：秋田杉 森林吸収 J-VER プロジェクト			
【依頼者】プロジェクト代表事業者			
事業者名(フリガナ)	秋田市(アキタシ)		
住所	〒010-8560 秋田県秋田市山王一丁目1-1		
代表者氏名	穂積 志	代表者役職	
担当者氏名	長谷部 正美	担当者 所属部署・役職	農林部 農地森林整備課 参事
担当者 E-mail	ac731277@city.akita.akita.jp	担当者電話番号	018-866-2117
プロジェクト事業者・プロジェクト参加者			
プロジェクト事業者名	秋田市		
プロジェクト参加者名	秋田市		
オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者			
事業者名(フリガナ)	秋田市(アキタシ)		
妥当性確認・検証機関			
妥当性確認機関名	株式会社 JACO CDM		
検証機関名	株式会社 JACO CDM		

プロジェクト情報	
プロジェクト登録番号 (4ケタ)	0093
プロジェクト登録日	平成23年4月12日
プロジェクト概要 <sup>1</sup>	<p>(具体的な内容を簡潔に記載すること。)</p> <p>【プロジェクトの目的・内容】 市有林を持続的に管理し、森林の健全性を維持するとともに、CO2吸収力を高め、本制度の取り組みを行い、持続可能な森林経営による森林整備の促進を図る事を目的として、本プロジェクトにより、オフセット・クレジット(J-VÉR)を取得・販売し、その追加的資金を活用して、健全な林状を維持し、併せて作業道の整備などを図る。</p> <p>[適格性基準との整合性]</p> <p>C. 1. 1ポジティブリストの番号:No. R 001 Ver.3.1</p> <p>C. 1. 2条件1 対象森林は、森林法第5条に規定される地域森林計画対象森林に含まれる。</p> <p>C. 1. 3条件2 ①対象地は、森林施業計画、空中写真で対象地の位置、間伐計画を確認し、森林施業計画内に収まっていることを確認した。 ②クレジット発行対象期間内に対象地の森林施業計画書において、転用および主伐の計画はされていない。 ③間伐率は秋田市森林施業計画の定めに従い、20～30%で実施した。 ④対象林分は、2007年度から2010年度に間伐を実施した林分を対象としており、現施業計画は、平成 28 年 3 月 31 日までの計画となっている。</p> <p>C. 1. 4条件3 秋田市森林施業計画は、秋田市森林整備計画に適合し、秋田県知事により認定されている。森林整備計画の長期(10年間)の方針に基づいて、計画的に間伐を行い持続的な森林経営を図る。</p> <p>[法令遵守状況] 森林・林業基本法(第9条)、森林法(第5条、第11条)を遵守する。</p> <p>[採用技術] プロジェクトで使用する設備・機器等 ・間伐の実施 : チェンソー(ゼノア製)排気量 42cc などを使用 ・間伐面積の測定 : ポケットコンパスS-28(牛方商会)</p>

<sup>1</sup> プロジェクト概要はプロジェクトの目的・内容の他、適格性基準との整合性・法令遵守状況・採用技術・モニタリング方法・GHG算定式の方法論への準拠性・モニタリング体制・QA/QC体制等に関する内容を3ページ以内で具体的に記述してください。登録時から変更がなければ登録時と同内容を、登録時から変更がある場合は相違点を具体的に記述してください。

<p>・プロット調査 樹高の測定器 : Laser Technology社(アメリカ) TRUPULSE200</p> <p>・胸高直径 : 輪尺(牛方商会)</p> <p>【モニタリング方法】</p> <p>モニタリングについては、実測(森林測量)に基づく方法で実施した。モニタリングポイントは、スギの単一樹種のため林齢毎に区分した。モニタリングプロットは、市域7地区に分散していることから、現地踏査により12のグループ化を図り、ガイドラインに基づき林況・地形・位置・方位・自然条件等を考慮しモニタリングプロットを計 12 箇所に設定した。地位級の特定はモニタリングプロットの毎木調査のデータを「秋田県民有林スギ人工林収穫予想表等に関する基礎調査書」の地位級別樹高曲線に代入し特定した。特定した地位に従い、適切な収穫予想表を選択し、幹材積の蓄積量を算出した。吸収量算定に必要な拡大係数、容積密度、地上部に対する地下部の比は「京都議定書3条3及び4の下でのLULUCF活動の補足情報に関する報告書」の値を使用した。また、写真撮影はガイドラインに則って撮影した。</p> <p>【GHG 算定式の方法論への準拠性】</p> <p>オフセット・クレジット(J-VÉR)制度の「モニタリング方法ガイドライン」(森林管理プロジェクト用 Ver.4.3)に基づき実施し、GHG算定式の方法論に準拠している。</p> <p>【モニタリング体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・モニタリングは、秋田市が秋田中央森林組合と業務委託契約により実施した。</li> <li>・モニタリング報告書は、オフセット・クレジット担当者が作成し、クロスチェック担当者及び吸収量算定確認者であるオフセット・クレジット担当参事、吸収量算定部門責任者である農地森林整備課長の確認を経て、内部監査委員である農林総務課長から監査を受け、最終責任者である農林部長の承認を得た。</li> </ul> <p>【QA / QC 体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育訓練 : 組織内及びモニタリング業務委託先である秋田中央森林組合に対して、モニタリング体制やモニタリング手順、測定機器の維持管理、キャリブレーション、モニタリング調査野帳等の記載方法などについて、実地研修・訓練を実施した。</li> <li>・情報の管理 : 情報は、電子媒体(エクセル形式)及び紙資料として保存し、データの管理期間である平成35年3月31日まで、秋田市農林部農地森林整備課内で保管すると共に、外部メモリにバックアップを行い、情報の紛失防止を図る。</li> <li>・データの確認 : 吸収量算定確認者である、オフセット・クレジット担当副参事が中心となり、収集単位の確認、現場野帳と算定ファイルの突き合わせ、パラメータ、使用係数等の確認、関係データとの比較、恣意的データ等の識別を行い、クロスチェック担当者からのチェックを受けモニタリング報告書を作成した。</li> <li>・内部監査 : モニタリング、データ、純吸収量の算定、報告書作成に至る一連のプロセスの信頼性の維持、向上のためガイドラインに準拠し適正に行われているか監査を実施した。</li> <li>・測定機器の維持管理 : モニタリング受託者は使用する機器を適正に管理・保管し、</li> </ul>
---

	モニタリング実施前点検及びキャリブレーションを実施した。						
モニタリング結果概要 <sup>2</sup>	<input checked="" type="checkbox"/> プロジェクト計画に基づきプロジェクトを実施した。 <input checked="" type="checkbox"/> モニタリング計画書に基づきモニタリングを実施した。 <input checked="" type="checkbox"/> モニタリング方法ガイドライン・方法論に準拠した GHG 算定を行った。 (その他特筆すべき事項)						
適用モニタリング方法 ガイドライン	オフセット・クレジット(J-VER)制度モニタリング方法ガイドライン (森林管理プロジェクト用) ver.4.3						
適用方法論	方法論番号	R001 ver.3.1					
	方法論名称	森林経営活動によるCO2吸収量の増大(間伐促進型プロジェクト)					
<b>モニタリング結果</b>							
モニタリング期間	2013年3月1日～ 2013年3月31日						
モニタリング対象面積	<方法論R001・R002・R003のみ> 103.18 ha						
排出削減・ 吸収量	年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計
	t-CO <sub>2</sub>					76	76
認証依頼削減・吸収量	76 t-CO <sub>2</sub> <sup>3</sup>						

<sup>2</sup> モニタリング概要は、モニタリング方法において特筆すべき事項があれば記入してください。

<sup>3</sup> 合計の値から小数点以下を切り捨て、トン単位で記載してください。

ダブルカウントの防止の措置	
ダブルカウントの防止の措置を講ずる事業者	<p>【ダブルカウント防止措置を講ずる事業者名】</p> <p>事業者名: <u>秋 田 市</u></p>
ダブルカウントの防止措置内容	<p>以下、該当する場合は、□に✓を入れ、必要に応じて詳細を記入してください。 (オフセット・クレジット(J-VER)制度実施規則 1.4「クレジットの二重使用」参照)</p> <p><b>【①類似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】</b></p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値(以下、「環境価値」という。)の認証を取得しません。</p> <p><input type="checkbox"/> 以下の類似制度(「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法を含む)に申請しています</p> <p style="padding-left: 40px;">類似制度名: _____</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず、今後も取得しません。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しているため、その分を控除いたします。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得していますが、以下の理由によりダブルカウントが生じていないことを証明します。</p> <p style="padding-left: 40px;">理由: _____</p> <p><b>【②第三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】</b></p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにより生み出されたエネルギー等(電気、バイオガス等)を第三者に売却する際に、その売却先に対して、環境に関わる付加価値はクレジット化されており、当該エネルギー等の価値には付随していないこと、及び、当該エネルギー等の価値の帰属先と、環境に関わる付加価値の帰属先が異なることを明示する「説明文書」を作成して、売却先に示します。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 森林管理プロジェクトの場合、当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて、当該森林の譲渡の際には、オフセット・クレジット(J-VER)制度利用約款森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。</p> <p>※第三者が、当該プロジェクトから生じる環境に関わる付加価値がオフセットクレジット(J-VER)として使用されていることを知らずに、当該付加価値を二重に主張することを防ぐ必要があるため、妥当性確認時において、これらの防止措置が講じられる体制にあること(上記の「説明文書」の作成等)を確認する必要があります。</p>

	<p><b>【③自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止措置】</b></p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 以下の自主的な報告・公表媒体において、当該プロジェクトの内容、当該クレジットの発行量及び当該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)を明記します。</p> <p style="padding-left: 40px;">あわせて、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)については除きます。</p> <p style="padding-left: 40px;"><input checked="" type="checkbox"/> ホームページ ホームページ URL: <u>http://www.city.akita.akita.jp/</u></p> <p style="padding-left: 40px;"><input type="checkbox"/> 出版物 (環境報告書/定期刊行物)</p> <p style="padding-left: 40px;"><input type="checkbox"/> その他 具体的に: _____</p> <p><input type="checkbox"/> 現在は、自主的な報告・公表を実施していないが、今後実施するにあたっては、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジットについては、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)については除きます。</p> <p><b>【④公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止措置】</b></p> <p><input type="checkbox"/> 公的な報告・公表制度には参加していません。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 以下の公的な報告・公表制度に参加しています</p> <p style="padding-left: 40px;"><input type="checkbox"/> 地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。</p> <p style="padding-left: 40px;"><input checked="" type="checkbox"/> 地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画(区域施策)の策定義務対象者(都道府県)である。</p> <p style="padding-left: 40px;"><input type="checkbox"/> 「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。</p> <p style="padding-left: 40px;"><input type="checkbox"/> 地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。</p> <p style="padding-left: 80px;">制度名: _____</p> <p style="padding-left: 40px;"><input type="checkbox"/> その他 具体的に: _____</p> <p><input type="checkbox"/> 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については排出量とみなし報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、当該報告・公表制度の報告様式における適切な備考欄に記載します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、自主的な報告・公表値において報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他社に譲渡していないもの)は除きます。</p>
--	--

ダブルカウント防止措置責任者（プロジェクト代表事業者と同様の場合は記載不要）			
事業者名			印
住所			
代表者氏名		代表者役職	
担当者氏名		担当者 所属部署・役職	
担当者 E-mail		担当者電話番号	
備考欄			

以 上